



2025 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 バリュエンスホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 寄 本 晋 輔
(コード番号：9270 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 佐 藤 慎 一 郎
(TEL. 03-4580-9983)

第 14 回定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 11 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会の付議議案

- 第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6 名選任の件
第 2 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定等の件

2. 各議案の概要

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7 名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会にて決定しております。また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名	選任種別	現役職
さきもと 晋輔 寄本 晋輔	再任	代表取締役
むぐるま すすむ 六車 進	再任	取締役 兼 海外事業室長
さとう 慎一郎 佐藤 慎一郎	再任	取締役 兼 社長室長 兼 経理部長
とみた みつとし 富田 光俊	再任	取締役
ふ ま けんじ 夫馬 賢治	再任	社外取締役
ひらはら いぶん 平原 依文	再任	社外取締役

- (注) 1. 夫馬賢治氏及び平原依文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
2. 平原依文氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役蒲地正英氏、後藤高志氏及び大村恵実氏の3名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会にて決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名	選任種別	現役職
かまち まさひで 蒲地 正英	再任	社外取締役（監査等委員）
ごとう たかし 後藤 高志	再任	社外取締役（監査等委員）
こばやし みな 小林 美奈	新任	—

- (注) 1. 蒲地正英氏、後藤高志氏及び小林美奈氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
2. 蒲地正英氏及び後藤高志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、小林美奈氏が選任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定等の件

(1) 改定の理由

現在、当社は、当社の中期経営計画「To the Next Stage: For 2030 Revival Vision」に掲げる基本方針の下、当社の収益性向上に向けた構造改革の実施と厳選した投資の継続に取り組んでおりますが、今般このような取組を進める中で、当社を取り巻く昨今の経済情勢や経営環境の変化のほか、コーポレートガバナンスの観点から取締役に期待される役割・責務が増大している状況にあることに加えて、株価推移等を総合的に勘案した結果、対象取締役がより一層、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、譲渡制限付株式に関する報酬等を推進する観点から、現在の譲渡制限付株式に関する報酬等の内容を改定することといたしたく存じます。

(2) 改定の内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、①2019年11月22日開催の第8回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役分は3千万円以内）とすること、また、②2021年11月25日開催の第10回定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3億円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数を1事業年度あたり30,000株以内とすることにつき、ご承認をいただいております。今回、対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭

報酬債権の総額を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の上記①の報酬枠とは別枠で、年額5億円以内とするとともに、割り当てる譲渡制限付株式の総数を1事業年度あたり500,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

また、当社は、対象取締役がより一層、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高める観点から、かねてより譲渡制限付株式の付与を推進しており、本議案に基づく譲渡制限付株式に関する報酬等の内容の改定は、2023年8月期の開始時に遡って適用することについて、あわせてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案における報酬等の総額の上限、割り当てられる譲渡制限付株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、昨今の経済情勢等を含めた当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して、指名・報酬委員会の答申を得た上で決定されており、相当であると考えております。

以上